

第4次嘉麻市観光振興基本計画策定業務委託仕様書

1. 件名

第4次嘉麻市観光振興基本計画策定業務委託

2. 事業の目的

本業務は、第3次嘉麻市観光振興基本計画の取組実績及び成果を総括するとともに、社会情勢の変化、観光市場の動向、インバウンド需要の回復等を踏まえ、嘉麻市の地域特性を最大限に活かした「第4次嘉麻市観光振興基本計画」を策定することを目的とする。

計画策定にあたっては、自然・歴史文化・農泊・アウトドア等の地域資源に加え、一過性の観光客に留まらない「関係人口」の創出・増加を図り、市民・観光事業者・関係団体等の多様な主体が参画する持続可能な観光振興の方向性を明確にし、実効性の高い施策体系及びKPIを設定することで、将来にわたる「観光まちづくり」による地域活性化の指針とする。

3. 適用範囲

本仕様書は、嘉麻市が実施する「第4次嘉麻市観光振興基本計画策定業務」に適用する。

4. 業務委託期間

契約締結日から令和10年3月31日まで

5. 計画期間

第4次嘉麻市観光振興基本計画（令和10年度～令和14年度）

6. 各年度の契約金額の上限について

契約金額を業務内容に応じ各年度に分け年度ごとの支払の上限を設けるものとする。

令和8年度 2,910,000円（消費税及び地方消費税除く）

令和9年度 3,180,000円（消費税及び地方消費税除く）

7. 各年度の業務区分について

令和8年度においては、調査・分析及び課題整理等の基礎的業務を中心に実施し、次年度の計画（案）策定に向けた基礎資料を整理する

（1）業務区分の考え方

本業務は2か年一括契約とし、業務内容は年度ごとに区分して実施する。

(2) 令和8年度に実施する業務

令和8年度においては、調査・分析及び課題整理等の基本的業務を中心に実施し、次年計画(案)策定に向けた基礎資料とする。

業務委託内容

- ① 現状分析及び基礎調査の実施
- ② アンケート調査の実施・検討・整理・分析
- ③ 観光施策実績の整理(ヒアリング・資料調査)
- ④ 企画提案書の作成及び提出
- ⑤ 業務実施計画書の作成及び提出
- ⑥ 業務体制表の作成及び提出
- ⑦ 定例会議の実施
- ⑧ 嘉麻市観光振興審議会の運営支援

(3) 令和9年度に実施する業務

令和9年度においては、令和8年度の成果を踏まえ、計画(案)及び関連計画の策定を中心とした業務を実施する。

業務委託内容

- ⑦ 定例会議の実施
- ⑧ 嘉麻市観光振興審議会の運営支援
- ⑨ 歴史・文化資源及び農泊資源の整理
- ⑩ アウトドア観光戦略の高度化
- ⑪ 嘉麻市の特産品の活用及び地域資源の掘り起こし
- ⑫ 関係人口ならびにインバウンド観光に関する整理・検討
- ⑬ 観光DX化による国内外との情報交流(多言語対応)の整理・検討
- ⑭ 観光振興基本計画(案)の策定支援
- ⑮ アクションプラン(案)の策定支援
- ⑯ 計画(案)の取りまとめ及び審議会支援
- ⑰ パブリックコメントの実施及び第4嘉麻市観光振興基本計画最終案の作成について
- ⑱ 最終度における成果品の納品

8. 各年度の業務範囲の検査について

令和8年度における検査は、7.(2) 令和8年度に実施する業務内容について実施することとする。

検査については仕様書に基づき実施するものとし、7.(2)の結果報告書等をもって部分竣工検査を行う。

また、令和9年度における検査は、7.(3)令和9年度に実施する業務内容について実施することとする。検査については仕様書に基づき実施するものとし、7.(3)の成果品の納品をもって業務完了検査を行う。

9. 支払方法

各年度の事業完了後、受託者からの正当な請求に基づき、30日以内に支払うものとするが、令和8年度については、7.(2)の結果報告書等に基づき、検査を行い、部分竣工として支払う。

なお、令和9年度については、7.(3)の成果品の納品をもって検査を行い支払う。

10. 業務委託内容

本業務は、嘉麻市の観光振興に関する現状分析から計画策定、実行段階を見据えた整理までを一体的に行う高度かつ専門的な業務であり、受託者の専門的知見、企画力及び調整力を活用して実施するものとする。

受託者は観光振興基本計画策定業務、観光施策企画業務又はこれらに類する業務の実務経験を有する者を管理責任者として配置するものとし、管理責任者は、本業務全体の進行管理、委託者との連絡調整及び業務品質管理を適切に行うことができる者とする。

なお、本業務の円滑かつ効果的な遂行を図るため、受託者は契約締結後、業務の進め方や検討方針を整理した企画提案書を作成し、委託者に提出するものとする。

本業務については、2年間を通じて段階的かつ計画的に実施するものとする。

① 現状分析及び基礎調査の実施

既存の統計資料、観光庁・国・県が公表する観光データ、嘉麻市観光まちづくり協会、株式会社嘉麻スタイル、株式会社うすい（以下「観光関連団体」とする。）が保有するデータ等を活用し、嘉麻市の観光を取り巻く現状を定量・定性の両面から分析する。

分析にあたっては、観光入込客数、宿泊者数、観光消費額等に加え、年齢層別、地域別（市内・県内・国内・海外）、国別（インバウンド）といった視点を取り入れ、観光動向の構造的把握を行い、国及び県の動向や先進地自治体の事例等を調査及び精査し、積極的に取り入れること。

また、市内観光に資する施設（観光拠点施設、文化施設、体験施設、自然フィールド等）の利用状況や役割を整理し、観光動線や回遊性の観点から課題及び可能性を明らかにする。

調査対象範囲、調査項目の詳細については、費用対効果及び分析精度を踏まえ、委託者と協議の上で決定するものとする。

② アンケート調査の実施・検討・整理・分析

観光振興を市民とともに推進する観点から、市民及び市内観光事業等関係者を対象としたアンケート調査を実施する。

また、市外向けアンケート調査については、福岡都市圏をはじめとする来訪可能性の高いエリアに居住する方を主な対象として、認知度や関心度、来訪経験、情報取得手段等を把握することを目的として実施する。

調査結果については、今後の観光プロモーション手法や情報発信媒体、周知場所等の検討に活用するものとし、調査対象範囲、調査方法及び設問内容の詳細については、費用対効果及び分析精度を踏まえ、委託者と協議の上で決定するものとする。

(1) 嘉麻市民及び市内観光事業等関係者向け調査

調査者対象：嘉麻市民及び市内観光事業等関係者

サンプル数：100サンプル程度

調査方法：web調査

(2) 嘉麻市外向け調査

調査対象：福岡都市圏をはじめとする来訪可能性の高いエリアに居住する方を主な対象

サンプル数：1,000サンプル程度

調査方法：web調査

③ 観光施策実績の整理（ヒアリング・資料調査）

観光関連団体、市内関係団体、観光事業者等を対象にヒアリング及びワークショップを実施し、第3次計画に基づき実施された各種施策の内容、成果、課題を体系的に整理する。

併せて、観光イベントの実施状況、アウトドア関連施策の成果、市内観光資する施設の活用実態等について、既存資料及び関係者からの情報提供に基づき整理し、施策の有効性及び今後の改善点を明確にする。

④ 企画提案書の作成及び提出

受託者は、契約締結後速やかに、本仕様書に基づく業務全体の実施方針、業務工程、調査・分析方法、実施体制及び役割分担等を整理した企画提案書を作成し、委託者に提出するものとする。

企画提案書は、委託者との協議を通じて内容を必要に応じて調整し、委託者の了承を得た上で、以後の業務実施の基本資料として位置付けるものとする。

⑤ 業務実施計画書の作成及び提出

受託者は、企画提案書の内容を踏まえ、具体的な業務スケジュール、各工程における作業

内容、成果物、進行管理方法等を整理した業務実施計画書を作成し、委託者に提出するものとする。

業務実施計画書は、委託者の確認及び承認を得た上で、業務の進行管理及び工程管理の基準資料として用いるものとする。

⑥ 業務体制表の作成及び提出

受託者は、本業務を円滑に遂行するため、業務管理責任者、担当者及び必要に応じて協力会社等を含む業務体制を整理した業務体制表を作成し、委託者に提出するものとする。

なお、業務体制に変更が生じる場合には、事前に委託者に報告し、承認を得るものとする。

⑦ 定例会議の実施

本業務を遂行するにあたり、各年度ともに毎月、進捗状況や課題、懸念事項等に関する会議を行うこと。

なお、委託者との会議については、進捗状況を考慮して web 会議形式でも実施可能とする。

⑧ 嘉麻市観光振興審議会の運営支援

第4次嘉麻市観光振興基本計画の策定に現状分析、アンケート結果、実績の整理等の結果を反映させて、嘉麻市において設置している嘉麻市観光振興審議会(以下「審議会」という。)について、令和8年度は2回程度、令和9年度は4回程度開催される会議等に、必要に応じて出席するものとする。

受託者は、審議会の円滑な運営を支援するため、会議に必要な資料の作成、業務内容に関する説明及び報告等を行うとともに、本業務の遂行に関連し、国及び県の観光施策の動向、先進地自治体の事例等について調査を行い、専門的見地から助言等を行うものとする。

また、委託者からの求めに応じ、本業務に関連する事項について、適切かつ速やかに対応するものとする。

⑨ 歴史・文化資源及び農泊資源の整理

市内に存在する歴史資源、文化財、伝統行事、地域文化・行事等について体系的に整理し、観光資源としての活用可能性を検討する。

併せて、農泊に関する受入体制、体験内容、事業者の取組状況を把握し、教育旅行、体験型観光、インバウンド誘客、倫理的観光等への展開可能性を検討する。

⑩ アウトドア観光戦略の高度化

嘉麻市の豊かな自然環境を活かしたアウトドア観光について、これまで実施されてきた関連施策の取組内容、成果及び課題を整理・分析した上で、今後のアウトドア観光の方向性

及び戦略の高度化について検討を行う。

あわせて、アウトドアと歴史・文化、農泊、健康づくり、教育等の分野を組み合わせた複合的な観光コンテンツの創出可能性について整理し、滞在時間の延長や消費額の向上につながる倫理的観光による高付加価値化の方策を検討する。

さらに、関係団体との連携体制を踏まえ、事業の実施主体、役割分担及び運営方法を整理するとともに、産業化の展開を目指した持続可能な事業モデルの検討を行うものとする。

⑪ 嘉麻市の特産品の活用及び地域資源の掘り起こし

嘉麻市の特産品や地域資源について、観光振興の視点から整理・評価を行う。地域に根差した食文化については、その歴史的背景やストーリー性を整理し、観光商品、体験プログラム、土産品等としての活用方法を検討する。

⑫ 関係人口ならびにインバウンド観光に関する整理・検討

交流人口として移入する観光客だけでなく、嘉麻市地域の歴史・文化・自然に関心を持ち、地域との関係を持ち続ける関係人口の創出・拡大並びに活用の方法について検討する。

また、訪日外国人旅行者の動向、国別市場特性、受入環境の現状を整理し、嘉麻市におけるインバウンド観光の可能性と課題を明確にする。

アウトドア、農泊、食、文化体験等との親和性を踏まえ、今後取り組むべきインバウンド施策の方向性を整理し、多言語対応や情報発信の在り方についても検討を行う。

⑬ 観光 DX 化による国内外との情報交流（多言語対応）の整理・検討

本業務においては、国内外からの観光誘客の促進を図るため、嘉麻市の観光資源、アウトドアコンテンツ、歴史・文化、農泊、特産品・地域資源等に関する情報について、観光 DX 化を進めるとともに、国内向け及び国外向けの SNS 等による情報交流の在り方を整理・検討するものとする。

具体的には、国内旅行者及び訪日外国人旅行者（インバウンド）を想定し、日本語に加え、英語等の外国語による情報発信の必要性や優先順位、情報発信媒体（ウェブサイト、SNS、デジタルマップ等）、情報内容及び表現方法について整理を行う。

あわせて、効果的かつ持続可能な情報発信とするため、翻訳対象範囲の考え方、運用体制、関係主体の役割分担等について検討し、今後の観光施策及び観光 DX 化の推進に資する方向性を明らかにするものとする。

⑭ 観光振興基本計画（案）の策定

これまでで得られた調査・分析結果並びに国及び県の観光施策の動向、先進地自治体の事例等を踏まえ、嘉麻市の将来ビジョン、観光振興の基本方針、重点戦略、施策体系及び KPI を整理した「第 4 次嘉麻市観光振興基本計画（案）」の策定を支援する。

計画（案）には、アウトドア、歴史・文化、農泊、特産品・地域資源の活用、インバウンド対応等の重点分野を明確に位置付けるとともに、国内外のターゲットを見据えた情報発信の方向性についても整理する。

特に、国内向け及び国外向けの情報発信については、多言語対応の必要性や優先度を踏まえ、情報発信内容、手法及び媒体の在り方を整理し、施策全体との整合性及び実効性を確保するものとする。

（１）本計画の将来ビジョンの検討

嘉麻市が観光を通じて実現すべき将来像を明確化し、地域の特性や価値を踏まえた観光ビジョンとして言語化する。

併せて、観光振興において重点的に取り組むべき方向性を整理し、施策展開の基礎となる考え方を明らかにする。

（２）誘客ターゲットの設定

現状分析及び観光市場の動向を踏まえ、本市が優先的に誘客を図るべきターゲット層を明確化する。

ターゲット設定にあたっては、年代、居住地、趣味・嗜好等の属性に加え、期待する体験価値や訪問動機を整理した上で、ターゲットごとに必要となる施策の方向性を整理する。

（３）KPI の設定

計画の進行管理及び成果を客観的に測定するため、観光入込客数、宿泊者数、観光消費額、滞在時間、農泊利用者数、アウトドア参加者数等について、根拠に基づく個別具体的な KPI を設定する。

KPI は計画期間全体を見据えた数値目標として設定するとともに、定期的なモニタリングが可能となるよう、算出根拠及び評価方法を明確にする。

（４）各施策に係る重点戦略の整理

本計画では、「アウトドア」「歴史・文化」「農泊」「特産品・地域資源」を重点領域として位置付け、それぞれの分野における現状、課題及び今後の方向性を踏まえた戦略を整理する。

また、「こと消費」を中心にした多様な地域関与を促すことで、一過性の観光客に留まらない持続的な「関係人口」の創出・拡大ならびに活用に向けた戦略を整理する。

あわせて、地域資源への配慮と持続可能性を両立させる「倫理的観光（エシカルツーリズム）」の視点を取り入れ、嘉麻市地域に特有の歴史・文化・自然に価値を置く先進的な観光施策を検討する。

「アウトドア」については、嘉麻市の豊かな自然環境を活かした既存施策の取組状況や成果・課題を整理した上で、アウトドア活動と歴史・文化、農泊、健康、教育等の分野を組み

合わせた複合的な観光コンテンツの展開可能性を検討し、滞在時間の延長や観光消費額の向上につながる戦略の整理を行う。

「歴史・文化」については、整理された歴史資源及び地域ストーリーを活かし、文化観光の推進に向けた具体的な方策について検討する。

「農泊」については、持続可能な受入体制及び事業運営モデルを整理するとともに、地域の農業振興施策と観光振興施策が相互に連動する仕組みの構築を図る。

「特産品・地域資源」については、嘉麻市の特産品や地域資源の掘り起こし及び魅力の再整理を行い、観光との連携による活用方策や高付加価値化、販路拡大の可能性について検討する。あわせて、観光消費の拡大や地域経済への波及効果を高めるための戦略を整理する。

その他、データ駆動型の「デジタルマーケティング」の導入など観光データの利活用による観光DX化（デジタルトランスフォーメーション）の推進、観光拠点施設の活用、防災・安全対策、市民参画等、観光振興を横断的に支える施策についても体系的に整理する。

以上の内容を踏まえた計画（案）を取りまとめ、着実な実行を図るため、行政内部及び関係団体との連携体制を整理するとともに、必要な人材、役割分担及び推進スキーム等を明確化し、持続可能な運営体制を構築する。

策定した観光振興基本計画（案）は、関係者との協議を経て、令和9年度における計画策定に向けた基礎資料とする。

⑮ アクションプラン（案）の策定支援

上記7において整理した観光振興基本計画（案）を踏まえ、各施策を着実に実行するためのアクションプラン（案）を策定する。

アクションプラン（案）においては、短期・中期・長期の実施工程を明確化するとともに、国内外への情報発信施策についても位置付け、段階的な取組内容を整理する。

特に、多言語対応を含む情報発信施策については、施策内容、実施主体、連携先、想定される効果及びKPI等を整理し、実行可能性及び継続性を確保した計画とする。

（１）ロードマップの作成

初年度に実施すべき施策、中期的（3～5年）に取り組む施策、長期的に進める施策を整理し、時系列で配置したロードマップを作成する。これにより、施策の優先順位や実施時期が明確となり、関係者間の共有が安易となる。

（２）優先施策の明確化

「歴史・文化」、「農泊」、「アウトドア」、「特産品・地域資源」などを活用した、重点政策について具体的な実施内容を整理する。施策ごとに必要な体制や連携主体を整理し、実現に向けた課題と対応方針を明確化する。

(3) 成功要件・概算事業費・収支試算

施策を実行するために必要な成功要件を整理し、概算事業費や収支の見通しを示す。あわせて、国・県補助金、民間資金等の外部支援の活用可能性についても整理し、持続可能な施策構築に資する内容とする。

(4) 施策別 KPI の設定

施策単位でも個別の KPI を設定し、進行状況を可視化できる評価方法を整備し、これにより、施策の効果検証や改善を可能なものとする。

⑩ 計画（案）の取りまとめ及び審議会支援

策定した観光振興基本計画（案）及びアクションプラン（案）について、嘉麻市及び関係団体との協議・調整を行い、各方面からの意見を反映させた上で、最終案として取りまとめるものとする。

また、本計画（案）に係る審議会等の開催にあたり、受託者は、会議の円滑な運営を支援するため、会議資料の作成及び説明を行うとともに、会議内容を整理した議事録を作成し、委託者に提出するものとする。

⑪ パブリックコメントの実施及び第4 嘉麻市観光振興基本計画最終案の作成について

策定した第4次嘉麻市観光振興基本計画（案）について、市民等の幅広い意見を計画に反映させることを目的として、パブリックコメントの実施を支援するものとする。

受託者は、パブリックコメントの実施にあたり、実施方法、意見募集資料等について発注者と協議を行うとともに、市民から提出された意見の整理及び分析を行い、その内容を踏まえた計画（案）の修正案を作成するものとする。

また、提出された意見に対する考え方や対応方針を整理し、受託者が公表する意見募集結果資料の作成を支援するものとする。

これらの結果を踏まえ、受託者は、第4次嘉麻市観光振興基本計画の最終案を作成し、委託者に提出するものとする。

⑫ 最終年度における成果品の納品

(1) 成果品

本業務の成果品は以下のとおりとする。

ア. 第4次嘉麻市観光振興基本計画（A4版）	30部
表紙レザック、フルカラー、40頁程度	
イ. 第4次嘉麻市観光振興基本計画（概要版）	60部
コート紙、フルカラー、8頁、A4仕上り観音折りタイプ	
ウ. 会議資料及び議事録	1式

エ. 上記に掲げるもの及び使用資料等の電子データ 1 式

※電子データの形式（例：PDF、Excel 等）は市と協議のうえ決定する。

（２）納品場所

嘉麻市役所産業振興課 シティープロモーション係

１ １．スケジュール（予定）

本業務を遂行するにあたり、スケジュール想定は以下のとおりとする。

（１）令和８年度スケジュール（予定）

内 容	期 日
現状分析・アンケート調査実施・ヒアリング・資料調査整理・企画書案等資料作成・審議会（２回程度）等支援	令和８年１１月～令和９年３月末まで

（２）令和９年度スケジュール（予定）

内 容	期 日
観光振興基本計画（案）の作成・審議会（３回程度）開催し、委員の意見を踏まえ計画案を作成・修正	令和９年４月～７月
パブリックコメントの実施	令和９年８月
パブリックコメントを反映した第４次基本計画最終案の作成・審議会（１回）	令和９年１０月～令和１０年２月
成果品の作成、納品	令和１０年３月

１ ２．注意事項

（１）打合せ協議

受託者は、本業務の実施にあたり、業務の適切な遂行を図るため、随時委託者と連絡及び協議を行うものとする。

業務内容に疑義が生じた場合又は業務の進行に影響を及ぼすおそれがある事項が発生した場合は、遅滞なく委託者に報告し、その指示を受けるものとする。受託者は、打合せ及び協議を行った際には、その内容を記録した打合せ協議録を作成し、委託者に提出するものとする。

なお、打合せ協議は、必要に応じて、対面のほか、Web 会議により実施できるものとする。

（２）関係官公署等への手続き

関係法令等の規定により、本業務の実施に必要な関係官公署その他関係機関への届

出、申請等の手続きについては、委託者と協議の上、受託者において遅滞なく行うものとする。

（３）貸与資料の取扱い

本業務の実施にあたり、委託者は、受託者に対し、必要な資料を貸与することができるものとする。

受託者は、貸与された資料について、善良なる管理者の注意をもって適切に管理・使用するものとし、本業務以外の目的に使用してはならない。

貸与資料は、業務終了後速やかに委託者に返却するものとし、電子データにより貸与された資料については、業務終了後速やかに消去又は破棄するものとする。

（４）成果品の取扱い及び著作権

本業務により作成された成果品の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）は、全て委託者に帰属するものとする。

受託者は、委託者の事前の承諾なく、成果品を第三者に提供し、又は自己若しくは第三者のために使用してはならない。

（５）損害賠償

受託者は、本業務の遂行に関連して生じた事故、過失その他の事由により、市又は第三者に損害を与えた場合には、速やかに委託者に報告するとともに、受託者の責任及び負担においてこれを処理するものとする。

（６）契約不適合責任

引き渡された成果物について、検査後に明らかな不備又は契約内容に適合しない事項が認められた場合は、嘉麻市業務委託契約標準約款第 14 条の規定に基づき、委託者は受託者に対し、成果物の修補その他必要な措置を請求することができるものとする。

（７）情報管理及び秘密の保持

受託者は、本業務において取り扱う情報について、漏えい、滅失、毀損、改ざん等を防止するため、関係法令等を遵守するとともに、適切な情報管理体制を確保するものとする。

受託者は、本業務の遂行により知り得た情報を、委託者の承認を得ることなく第三者に開示又は漏えいしてはならない。各年度業務完了後においても同様とする。

また、本業務の遂行に伴い個人情報を取り扱う場合には、嘉麻市個人情報保護法施行条例その他関係法令を遵守するとともに、情報の管理体制について業務計画書等に記載し、委託者の承認を得るものとする。

なお、受託者の責に帰すべき事由により、個人情報の漏えい、紛失その他の事故が発生し

た場合には、受託者の責任及び負担においてこれを解決するものとし、委託者は一切の責任を負わないものとする。

（８）準拠する関係法令等

本業務の実施に当たっては、委託契約書、本仕様書及び関係法令、条例、規則等を遵守するものとする。

関係法令又は適用基準等に記載のない事項については、委託者及び受託者が協議の上、これを定めるものとする。

（９）反社会的勢力の排除

受託者は、福岡県暴力団排除条例（平成 22 年福岡県条例第 51 号）第 2 条に規定する暴力団、暴力団員及びこれらに準ずる者（以下「反社会的勢力」という。）に該当しないこと、並びに将来にわたっても該当しないことを保証するものとする。

受託者が反社会的勢力に該当し、又は反社会的勢力と関係を有すると認められた場合、委託者は、何らの催告を要することなく、本契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

（１０）一括再委託等の禁止

受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。受託者は、本業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとする場合には、あらかじめ委託者の書面による承諾を得なければならない。

（１１）業務の完了及び検査

各年度業務完了後、受託者は、業務完了届、納品書その他委託者が指定する書類を提出するとともに、成果品を納入し、委託者による検査を受けるものとする。

検査の結果、修正又は補正が必要と認められた場合には、受託者は速やかにこれに対応し、再検査を受けるものとする。

（１２）工程管理及び遅延時の対応・報告義務

受託者は、本業務を円滑かつ確実に遂行するため、業務工程を適切に管理し、進捗状況を常に把握するものとする。

業務の遂行にあたり、天災その他やむを得ない事由を含め、工程に遅延が生じるおそれがある場合には、速やかに委託者に報告し、その原因、影響範囲及び対応方針について協議を行うものとする。

工程に遅延が生じた場合においても、受託者は委託者の指示に従い、業務全体に支障を来さないよう最大限の努力を行うものとする。

(13) 成果物の二次利用及び公開に関する取扱い

本業務により作成された成果物について、委託者は、広報、説明会、議会資料、ウェブサイトへの掲載その他の目的のため、無償で自由に利用、複製、編集、公表することができるものとする。

受託者は、成果物を自己又は第三者のために二次利用し、又は公表しようとする場合には、事前に委託者の書面による承諾を得るものとする。

なお、成果物の公表にあたって、第三者の著作権、肖像権その他の権利についての交渉、手続きは受託者が行うこととし、権利を侵害しないよう、受託者は必要な措置を講じるものとする。

なお、本業務により納品された参考資料及び成果物等の著作権については、納品時に受託者から委託者に移転する。

(14) その他

本仕様書に定めのない事項又は本仕様書の解釈に疑義が生じた場合には、委託者及び受託者が誠意をもって協議し、その取扱いを定めるものとする。

本業務の実施にあたっては、委託者と十分に協議・調整を行いながら進めるものとし、不明点が生じた場合は速やかに協議のうえ対応すること。